○農林水産省告示第千四百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町別府二八一、二八一の一、二八二、二八四、二八五、二八五の一、二八五の二、二八六から二八九まで、二八九の一、二九〇、二九一、八一〇の一、八一〇の一三、八一一、八一二、八一四、八二二、九二〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町酒谷二七八の一、二八五の二、二八五の一〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県松阪市勢津町字山神ノ上四八七、四八八、字三ノ尾六六七の一、六六七の二、六七七の一、字三ノ河原六七〇、六七一、字松ノ木原六八一の二、六八六、六八六の一、六八六の三、六八六の四、六八八、六八九、六九三から六九六まで、七二四から七三〇まで、七三四、七三五、字ヲサゴ六八二の二、字ゼゼゴ谷六九〇から六九二まで、字朽ノ木谷七二一から七二三まで、字岡ノ上七三六、字タキ山五二四から五二七まで、五二九、五三〇、五三一の一、五三一の二、五三二、五三二の一、五三三から五五〇まで、五五一の一、五五一の二、五五三から五五九まで、字森ケ尾五五二の一から五五二の八まで、字深田尾五六〇の一から五六〇の三〇まで、字大ゾウ五六一、五六一の一、五六二、五六二の一、五六三、五六四、五六六から五六八まで、五七〇から五七三まで、五七七、五七七の一、五八二から五八四まで、五八五の一、五八五の二、五八六から五八九まで、字エセボケ尾五九〇の五、五九〇の九二から五九〇の九八まで、五九〇の一〇〇、五九〇の一〇二から五九〇の一四九まで、字堀坂平五九〇の七〇、五九〇の七一、五九〇の七三から五九〇の八九まで、字大ゾウ五六九・五七四・五七八・五七九・五八〇・五八一・字エセボケ尾五九〇の三・五九〇の四・五九〇の一二・五九〇の一三・五九〇の九九・五九〇の一〇一・字堀坂平五九〇の七二（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字エセボケ尾五九〇の三・五九〇の五・五九〇の一二・五九〇の九七・五九〇の一一四・五九〇の一二〇（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町小阪字宮ノ向三四四の一、三四四の三、三四七、三四九、字宮ノ向大嶋本三四五、三四六、三五〇、三五一、字相ケ谷一三五三、一三五四、一三五四の一、一三六五の一、一三六五の三、一三六九の一、一三六九の二、一三七〇、一三七一、一三七三、字畑田一三七七の一、一三七八の一、一三七八の四、一三七九の一、一三八〇の一、一三八一、一三八二の一、一三八四、一三八五、字本郷二六五の一、一四三五、一四三九の三、一四四一の一、一四四七、一四四七の一、一四四七の二、一四四八、一四四九、一四五〇、一四五二の五、一四五五の二、一四六五、一四六六、一四六七、一四六八、一四六九、一四七〇、一四七一、一四七二、一四七三、一四七四、一四七四の一、一四七五、一四七七、一四八〇、一四八〇の一、一四八四、一四八八、一四八九、一四九〇の二、一四九二、一四九三、一四九七、一四九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県八代市坂本町鮎帰ほ字殿迫口二七三一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字殿迫口二七三一の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十月八日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字長野字吉岡二五一四の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養